

施策に関する数値目標

項目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（NICU）病床数 (出生1万人当たり)	22.4床	25～30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス (注1)		
認可保育所等 (3歳未満児)	215万人 (H21年度見込み) (75万人)	241万人 (注2) (102万人)
家庭的保育 (内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	1.9万人 (注2)
延長等の保育サービス (注1)		
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	96万人
夜間保育 (内数)	77か所	280か所
トワイライトステイ (内数)	304か所	410か所
その他の保育サービス (注1)		
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	2,000か所以上 (H24年度) (注3)
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ (注1)	81万人 (H21.5)	111万人 (注4)
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

(注2) 平成29年度に4.4%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を助産し、平成26年度までに3.5%の保育サービス提供割合(3歳未満)を目指し、潜在需要をも含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に4.0%(小学1～3年サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに3.2%のサービス提供割合を目指すものである。

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	342地区	全小児救急医療圏 (※364地域(平成20年9月1日現在))
ひとり親家庭への支援		
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
高等技能訓練促進費等事業	74.3%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
社会的養護の充実		
里親の拡充		
里親等委託率	10.4%	16%
専門里親登録者数	495世帯	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所
児童養護施設	567か所	610か所
小規模グループケア	446か所	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	54か所	160か所
ショートステイ事業	613か所	870か所
児童家庭支援センター	71か所	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童 対策地域協議会)の調整機関に専門職員を 配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	80%(市はすべて配置)
個別対応できる児童相談所一時保護所の 環境改善	35か所(H21.4)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1, 5 1 2 市町村 (H21.7)	全市町村
養育支援訪問事業	9 9 6 市町村 (H21.7)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7, 1 0 0 か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	1 0, 0 0 0 か所
ファミリー・サポート・センター事業	5 7 0 市町村	9 5 0 市町村
一時預かり事業 (注1)	延べ3 4 8 万人	延べ3, 9 5 2 万人
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	4 9 か所	1 0 0 か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等 措置の普及率	2 5. 3 %	3 3. 3 %
次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数	6 5 2 企業	2, 0 0 0 企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	2 0. 7 % (H18年度)	4 0 % 超
学校教育関係		
大学等奨学金事業の充実		
基準適格申請者に対する採用率	9 2. 4 %	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。